

## フランス移民法における「家族」 Family immigration in French immigration law

馬場里美, BABA Satomi (立正大学)

キーワード： 家族移民 私生活及び家族生活を尊重される権利 移民法 社会統合政策

### 一 はじめに

「家族移民をめぐる現代的課題」を法的観点からみる場合、関連する法分野としては、出入国管理に関する法律、国籍法、家族法、社会保障、文化・教育関連など、様々なものがある。このうち、本稿が対象とするのは、外国人が家族を呼び寄せる、あるいは家族を伴って入国・在留する際の法的地位の側面である。

外国人の家族の呼び寄せや、家族を伴った入国は、日本を含む多くの国々で、通常何らかの形で制度化されている。しかしながら、一見同じような制度であっても、これを国家の裁量として位置づける国と、外国人の家族に関する権利を具体化したものとして位置づける国がある。前者の例としてアメリカ移民法が、後者の例として、ヨーロッパの多くの国の入管法、とりわけ、フランスの移民法が挙げられる。

従来、外国人の入国・在留に関する決定は国の主権的権限に属すると考えられており、そこでは、外国人は権利の主体というよりもむしろ管理の対象として位置づけられていた。とりわけ、アメリカ移民法がこの典型であり、同法の影響を強く受けている日本の出入国管理及び難民認定法も、行政機関に広範な裁量を認める解釈・運用が行われている。この点についての考察が山口報告でなされる予定であるので、本報告では、アメリカや日本とは異なり、外国人の権利という視点をふまえて規定されている移民法のひとつであるフランス移民法を素材に、移民法における「権利」アプローチの可能性と限界についての考察を試みることで、日本法への示唆を得たい。

以下では、次の順に検討を行う。まず、前提として、毎年のように改正を繰り返すフランスの移民法の変遷を簡単に振り返った後、第一に、家族移民との関係でどのような権利が存在するのか、第二に、そのような権利の効果と限界を、①とりわけ抑制の方向がとられやすい外国人家族についての政策や移民法制、及び②近年、移民法制についても無視できない影響を与え始めている移民の社会統合政策をとりあげ、検討する。

### 二 フランスの移民政策の変遷

フランスでは、1970年代のオイルショック後の移民受け入れ停止以降、移民政策が政争の具とされ、政権が交代する毎に移民規制強化または軟化の方向へと大きな振幅を繰り返してきた。それによって移民法や国籍法は度重なる改正の対象とされてきたが、なかでも、1989年、1993年、1997年、1998年、2003年、2006年、2007年の諸法律は、家族移民に関して重要な内容を含んだものである。

### 三 家族の一体性を保障する諸権利

外国人の人権の観点から、日本の入管法と対比させた場合の、フランス移民法の特徴としては、何よりも、憲法や条約によって保障された権利が考慮されていることが挙げられる。家族に関して、ヨーロッパでは、ヨーロッパ人権裁判所が1990年代以降、各締約国が行う外国人の退去強制や在留の拒否の判断につき、ヨーロッパ人権条約8条（私生活及び

家族生活を尊重される権利)に違反するという判決を繰り返すようになったことから、現在ではフランスを含む多くの国で、外国人の在留許可や退去強制の際に、この権利が考慮されるようになっている。他方、フランスでは、人権裁判所よりも前、1970年代にすでに国内裁判所によって、移民の「通常の家族生活を営む権利」が認められていた。また、人権条約についても、人権裁判所とは幾分異なった解釈が行われている。その他、法律の上に位置づけられる権利としては、子どもの権利条約に基づく権利などもある。

#### 四 権利の効果と限界

現在、フランスへ新たに入国する移民の中で圧倒的多数を占める家族移民は、「移民ゼロ」あるいは「選択された移民」の増加を目指す政策の中で、常に抑制の対象とされてきた。この背景には、家族として入国する場合、その数や「質」がコントロールし難いこと、また、偽装結婚や認知など、脱法的あるいは不法な入国の手段とされやすいことなどがある。そのような状況において、家族に関する権利が保障されることはどのような効果を持っているのだろうか。ここでは、まず、外国人家族の在留の許否に関連する法制度（外国人の家族呼び寄せ、フランス人の外国人配偶者の呼び寄せ、強制的な出国制度）の変遷や適用の中で、「権利」の果たした役割をみながら、その限界についても確認する。

また、フランスでは、移民の社会統合という問題が様々な分野で取り上げられている。社会統合政策そのものは家族移民に固有の問題ではないが、近年、移民法においてもこの点が考慮されるようになり、家族移民に対して影響が及ぶようになっている。このため、次に、移民法における社会統合政策の意義と、それが家族移民に対して与える影響について、社会統合に関する国籍法その他の法律の規定と対比させながら検討し、それらを家族に関する権利の観点から評価する。

#### 五 おわりに

入管法との関係で家族移民に関して生じ得る諸問題に対する家族の権利の適用の効果と限界についての考察を踏まえて、出入国管理法制及び裁判所による行政裁量統制それぞれの場面における日本の現状に対する示唆を提示する。

#### 主要参考文献

- 高山直也「フランスにける不法移民対策と社会統合」外国の立法 230号（2006年）72-90頁。  
鈴木尊紘、「フランスにおける2007年移民法——フランス語習得義務からDNA鑑定まで」外国の立法 237号（2008年）14-35頁。  
馬場里美「外国人の入国と国家の裁量——『家族呼び寄せ』との関連で」立正大学法制研究所研究年報 13号（2008年）29-39頁。  
Mylène Nys, *L'immigration familiale à l'épreuve du droit*, Bruylant, 2002.  
Coordonné par Brigitte Masquet, *Politique de l'immigration, Regards sur l'actualité*, n.326, 2006.  
Raphaël Déchaux, *L'immigration "choisie", la Constitution et le Conseil constitutionnel*, RFDC, 2007, pp.565-580.  
Christel Cournil et Yves Depigny, *Contractualisation et externalisation de la politique migratoire: analyse et critique de la loi Hortefeux*, RDP, 2008, pp.1045-1079.  
Olivier Lecucq, *La loi du 20 novembre 2007 relative à la maîtrise de l'immigration, à l'intégration et à l'asile, et sa constitutionnalité*, AJDA, 2008, pp.141-149.